

9条に自衛隊を書き込むって 安倍総理は言っているけど

べつにいいんじゃない？
地震なんかの時
働いてくれているし・・・

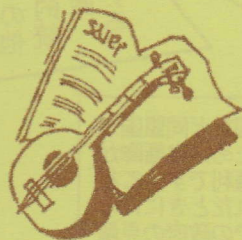
私は、
よその国の子を殺す人間に
するために
我が子を
育てているんじゃない！



9条を知らせたいチラシ NO3

ボク、ミュージシャンにりたかった。
でも戦争に行かなくちゃいけない。
死んで帰るかもしれない。
こうなることが分かっていたのに、
どうしてあの時
反対してくれなかったの？

と聞かれたら・・・



この「自衛隊」とは：

安保関連法によって海外で他国を支援するために、武力行使の任務を与えられた「新しい」自衛隊です。私たちが考えている「専守防衛」のためとか、大震災で救助に活躍した自衛隊とは全く違うのです。



安倍首相は9条にこのような条文を書き加えようとしています

- 自衛隊の存在自体が憲法に書き込まれ、合憲になるのです。
- 他国に戦争を仕掛ける自衛隊（軍隊）となり、アメリカなど同盟国の戦争にとめどなく組み込まれていくことになります。
- つまり自衛隊の役割が変わり、よその国に闘いに行くことになるのです。
- 後に作られた条文の方が上位になるという規定で、今までの9条1項2項は、役に立たなくなります。

→1,2項があるから大丈夫と考えるのはあまいんだー。

アメリカは特に中東で次々に戦争を起こしているから、若者たちはもう戦争は嫌だと思っているらしい。だからアメリカ政府は日本が9条を変えたと、日本の若者にが代わりに戦争に行くことになるので、喜んでいるのを知ってる？

【米軍 200 万の内の 4 分の 1 が PTSD になっていると言われている。】

今の日本国憲法第9条です

日本国憲法

第九条 ① 日本国民は、

正義と秩序を基調とする
国際平和を誠実に希求し、

国権の発動たる戦争と、
武力による威嚇または

武力の行使は、国際紛争を
解決する手段としては、
永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、
陸海空軍その他の戦力は、
これを保持しない。
国の交戦権は
これを認めない。



1項 *前条の規定
第9条の2

は、我国を防衛するため
の必要最小限度の実力組織とし
て自衛隊を設けることを妨げるものと
理解してはならない。

2項

内閣総理大臣は、内閣を代表
して自衛隊の最高の指揮監督
権を有し、自衛隊は、

その行動について

国会の承認その他の
民主的統

制に服
する。

集団的自衛権

日本が攻撃されていなくとも米国など同盟国が攻撃されれば、それを援護するために自衛隊が外国で武力を行使できるという権利です。これは、日本が外国から直接攻撃されたときにだけ武力を行使できるとしたこれまでの政府の見解（個別的自衛権）を 180 度変更するもので、

憲法9条を変えない実行は不可能です。→と言うことは9条に自衛隊を加えた後、9条の②を廃棄するつもり？

*「前条の規定」とはこの項の前の項「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」の部分を目指す。つまり憲法の②なんて無視ヨ！ということ。ついでに、「必要最小限度の実力組織」ってどのくらいの実力が分からない。現在は世界で5番目の実力を持っている。